

# 日本高専学会旅費規程

## (目的)

第1条 この規定は、理事及び会員が会長の命により出張する場合の旅費の支給について定める。

## (旅費の区分)

第2条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 日当

尚、交通費は鉄道運賃とバス運賃（新幹線、特急等を利用できる場合は指定席特急券料金を含む）とし、日当は1回の出張あたり3,000円とする。

## (出張の区分)

第3条 出張は出張の距離により次のとおりとする。

- (1) 普通出張

出張の移動距離が10Km以上の出張とする。

- (2) 近接地出張

出張の移動距離が10Km未満（会場が勤務所在地の場合も含む）の出張とする。

## (普通出張旅費)

第4条 普通出張旅費は、第2条の交通費と日当を支給する。

## (近接地出張旅費)

第5条 近接地出張旅費は、第2条の日当のみを支給する。

付則 この規定は、平成22年11月28日 からこれを施行する。